

V 推進体制

V 推進体制

DV防止・被害者支援の施策の推進に当たっては、市町村等の関係機関や民間団体と連携して取り組んでいきます。また、計画を推進する中で、必要に応じて施策・事業の見直し、充実を図ります。

(1) 神奈川県男女共同参画審議会

県の附属機関として、男女共同参画の推進に関する重要事項や県民等から申出があった提案等の処理について、知事の諮問に応じて調査・審議し、その結果を報告し、または知事に意見を建議します。また、毎年度、プランの進捗状況について、評価を行います。

(2) 神奈川県DV対策推進会議

弁護士会、医師会、法テラス、民間団体、法務局のほか、市町村及び県関係部署の代表で構成された委員が協議し、施策を推進します。

(3) 人権男女共同参画施策推進会議

福祉子どもみらい局の副知事を会長とする県庁内の意思決定機関で、各局長が構成委員となっています。男女共同参画審議会の意見を踏まえ、配偶者等暴力対策にかかわる計画の策定や推進について総合的な企画や調整を行うことにより、施策を推進します。

(4) その他

県・市町村担当課長会議や民間団体との意見交換会などの場を活用しながら連携を強化し、施策を推進します。